

○総務省令第五十九号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）を実施するため、公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十日

総務大臣 高市 早苗

公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令

公害紛争処理法施行規則（昭和四十七年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^{（一）}に改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	<p>(委員等の名簿)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 任命又は委嘱の年月日</p> <p>四 任期満了の日又は委嘱期間の満了の日</p>
改正前	<p>(委員等の名簿)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 任命又は委嘱の年月日及び任期満了の日</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に公害紛争処理法第十八条第一項の公害審査委員候補者名簿を備えている都道府県においては、この省令の施行の日以降に同項の規定に基づき条例で期間を定めた場合を除き、新たに公害審査委員候補者を委嘱し当該名簿を作成するまでの間は、公害審査委員候補者名簿の作成について、この省令による改正後の公害紛争処理法施行規則第一条第二項第四号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。